

{ 平成12年12月16日
関東財務局 }

東京商銀信用組合について

1. 東京商銀信用組合については、本日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条の規定に基づき、金融再生委員会により、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等が行われたところである。
2. 東京商銀信用組合の業務については、金融整理管財人による管理の枠組みの下で、今後も従前通り行われることとなり、預金等については全面的に保護されるとともに、善意かつ健全な借り手に対する融資は継続されることとなるので、利用者におかれては、心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。
3. また、金融庁及び関東財務局としては、同組合の取引先が資金調達に支障を来たすことのないよう、今後早急に、関係省庁等を通じて政府系金融機関や信用保証協会等に対し、各種制度融資等の運用に当たり万全の対応を行うよう要請するとともに、民間金融機関等に対しても、きめ細かな融資対応の協力を要請することとしている。
4. 関東財務局としても、金融整理管財人による同組合の業務運営が円滑に行われるよう、関係機関とも連携を図りつつ最大限の協力を行ってまいりたい。